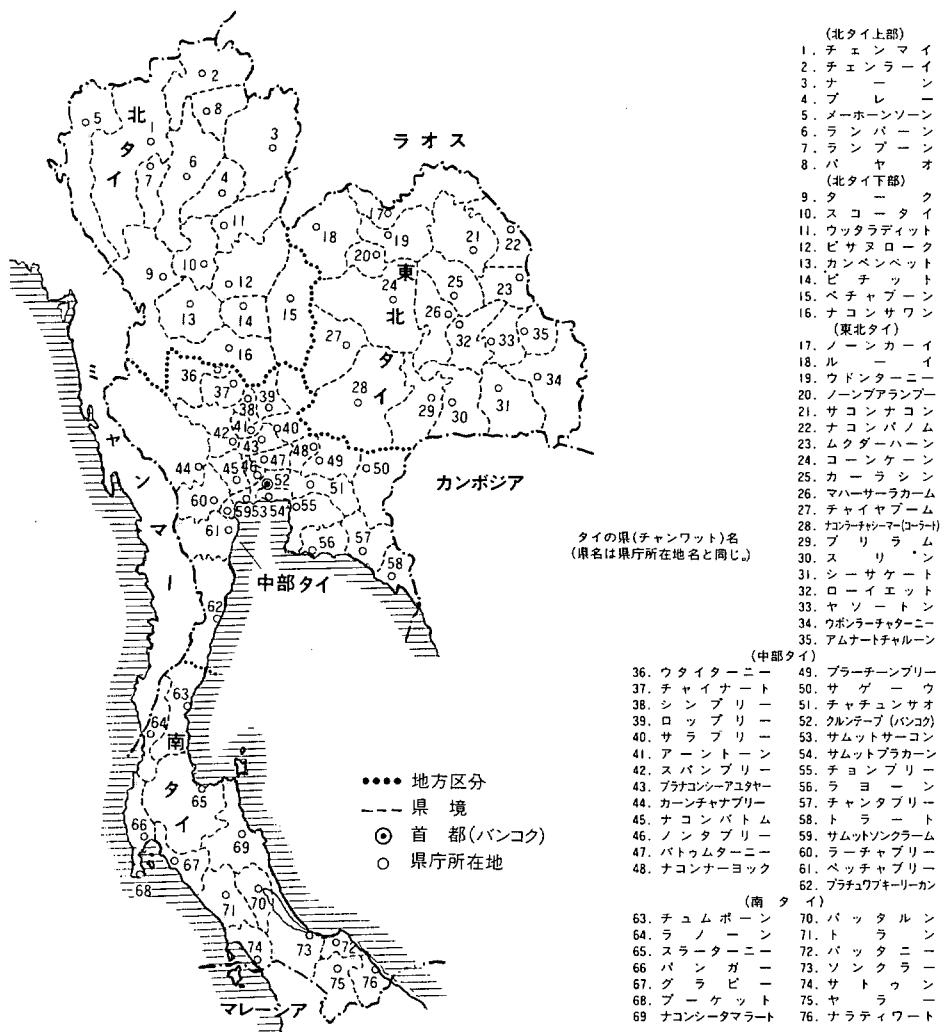


# タイ

タ イ 王 国	宗 教	仏教(上座部)(ほかにイスラム教)
面 積 51万3114km <sup>2</sup>	政 体	立憲君主制
人 口 5910万人(1994年12月31日現在)	元 首	ブミポン・アドゥーンラヤデート国王
首 都 バンコク(正式名はクレンテープ・マハーナコン)	通 貨	バーツ(1米ドル=25.15バーツ、1994年平均)
言 語 タイ語(ほかにラオ語、中国語、マレー語)	会計年度	10月～9月



1994年のタイ

## 手間取る民主憲法の制定

ひがし  
東

しげ  
茂  
樹

チュワン内閣は、民主化をめぐりパランタム（仏法の力）との派閥対立が深刻化したため、10月に14閣僚を交代する内閣改造を実施した。さらに12月には、地方自治体役員の公選制導入に反対した新希望党が下野し、新しく国家開発党を加えて第四次内閣が発足している。しかし連立与党内の各党には、同一歩調をとらない非主流派が存在しており、政権基盤が安定しているとは言いがたい。

政権発足後3年目に入ったチュワン首相は、過去2年間の実績として、農地改革の普及と所得格差の是正を強調したが、これらの政策は必ずしも成果をあげていない。他方世界的に経済自由化の流れが進み、タイ経済も一定の成長を遂げたため、主要産業の規制緩和や輸入関税の引き下げなど自由化政策が加速している。ところが基幹産業やサポーティングインダストリーの中には、まだ競争力がなく保護育成を必要としている産業も存在している。特に1993年以降の円高で、日本から自動車や電機部品関連中小企業の投資が増えているが、地場企業への技術移転を通して、基盤技術の整備が急がれている。

### 国 内 政 治

#### もたつく民主化へ向けての憲法改正

1992年9月総選挙の結果発足したチュワン政権は、流血事件時の野党が中心の連立内閣であり、民主化勢力の声を代弁する形で政策が進められるとの期待があった。早速同年10月には下院に憲法改正検討特別委員会（以下、検討委。チュムポン・シラバアーチャー（タイ国民党）委員長）が設置されている。検討委では与野党の代表45人の議員が、より民主的な憲法改正を目指して検討を重ねた結果、25項目の改正が提案された。94年2月15日与野党の代表は、臨時国会を召集し、この25項目のうち8項目の憲法改正案を審議することで合意に達していた。

委員会提案の25項目の多くは、国民の権利拡大につながる重要な項目であるが、

民主党を中心とした与党側が、まず8項目の改正を主張したのは、次のような理由による。憲法改正法案は上下両院合同会議で、3回の読会において審議し、可決には両院現有議員総数の過半数以上(313名)が賛成しなければならない(憲法第156条、第211条)。与野党の合意を得ぬまま25項目の改正を一括して審議した場合、一部の条項に対する野党や上院の不支持により、法案が否決され下院の解散に追い込まれる危惧があった。そのため、合意が可能な項目の改正を優先したのである。

ところが野党は臨時国会開会の前日である3月30日になって先の与野党合意を破り、1978年憲法(85年、90年に一部改正)を土台にした独自の憲法改正案を急遽国会に提出した。31日にはこの野党案が賛成369票(上院207、野党162)、棄権194票(与党188、上院6)で第1読会を通過している。続けてこの野党案をもとに、第2読会逐条審議に提出する法案を検討する憲法改正特別委員会(以下、特別委)が設置され、45人(上院19、与党14、野党12)が任命された。4月5日には委員長に野党のプラチュアップ・チャイヤサーン国家開発党書記長を選出している。

一方で与党提出の憲法改正8法案は、第1法案である上院議員定数削減(下院定数の3分の1とする)案が4月1日に、賛成189票(与党186、上院3)、棄権302票(上院162、野党140)で否決された。残りの7法案((1)下院定数を、人口15万人に1議員、(2)選挙権を18歳以上に引き下げ、(3)総選挙の際、政党は定数の4分の1の候補者を擁立、(4)野党代表は、所属政党の議席が定数の5分の1以上の必要なし、(5)上院の質問権限を削除、(6)下院委員会の権限拡大、(7)行政裁判所の設置)も29日に、野党および上院の棄権多数ですべて否決している。

この結果、野党案のみが法案作成の検討材料となることが確定し、下院解散も取り沙汰されることになった。与党のより民主的な憲法改正案が廃案となった原因是、上院の支持が得られなかった点が大きい。上院議員の大多数は、1991年クーデター後国家秩序維持評議会(NPKC)によって任命された議員で、現有議席数(265名)の74%は、軍を中心とした官僚・官僚出身者が占める。改正項目中に、上院議員の定数削減など上院の権限を縮小する項目が含まれていたため、既得権益が脅かされた軍関係者は不満を示し、与党案に棄権票を投じた。

野党案が土台にしている1978年憲法は、軍政期に制定されており焦点となつた上院議員定数は下院の4分の3で、現行定数の270名と同じである。野党は上院と手を組んで、政治的な駆け引きの道具として憲法改正を利用したのは明らかであった。与党案廃案に追い込まれたチュワン首相の民主党は、憲法改正はあくま

で国会の問題であり政府とは関係ないと主張し、事態を乗り切ろうとした。

#### チャラート元議員のハンガーストライキ

国会での憲法改正審議が、より民主的な改正の方向へ進まないため、1992年の流血事件の際に民主化運動の先頭を切ってハンストを開始したチャラート元議員は、政府および下院議員に対し、真に民主的な憲法改正を要求して、以下のような4項目の提案を行なった。(1)憲法は、民選の下院議員のみが作成する。(2)内閣は、国民が選挙で選出する。(3)すべての県知事を、公選とする。(4)地方自治体（行政区）の代表を、選挙で選ぶ。チャラート元議員は、5月25日からハンストに入り、要求が受け入れられるまでハンストを続けるという強硬手段に出た。

チャラート元議員の要求に対して、与党連絡会議では3月末に設置した特別委に、チャラート元議員を参加させる方向で合意をみた。しかし彼はあくまで下院に憲法起草委員会（以下、起草委）を設置し、下院議員のみによる新しい憲法の起草を主張している。チュワン首相は憲法改正手続きを規定した憲法第211条を逸脱する、チャラート元議員の新憲法起草要求には応じられないとの立場をとった。

流血事件で中心的な役割を果たした民主主義連盟（サン・ハティラット委員長）は、早くからチャラート元議員の行動を支持している。このチャラート友人グループは一部政党関係者の賛同も得て、6月2日タイ政治改革機構を結成した。政治改革機構の代表は与野党に対し、議院に委員会の設置を規定した憲法第153条に従い、下院に起草委の設置を要請している。政府も結局6日、憲法第211条を改正して下院起草委を設置する方向に傾き、チャラート元議員は起草委の設置と同時にハンストを中止することになった。

しかし特別委では、特に上院選出の議員が、起草委設置を目的とした第211条改正の優先審議に不満を表明している。またウィモン陸軍司令官は、民選による政権支持と同時に、政府への国会外からの圧力は容認できないとの姿勢をとった。このため民主党は7日再び態度を翻し、政府が率先して第153条による起草委設置の動議を提出しないとの結論に達している。他方民主化推進の立場をとる、パランタム（仏法の力）党所属の21人の議員は8日、与党の合意に反して、下院に起草委を設置する動議を提出した。

民主党から事態収拾の下駄を預けられたマールット国會議長は6月9日、職権で民主主義発展委員会を設立した。同委員会は憲法民主化をはじめ、政治改革の方向性を広く検討する目的で設立され、政党の代表や学識経験者など委員21人で構成する。しかしこの議長収拾策は、チャラート元議員の同意を得られず、また

既存の特別委との関係も不明確であった。初回の民主主義発展委員会は14日開かれ、プラウェート・ワシー教授を委員長に選出している。

ハンストを続けていたチャラート元議員は、憲法廃止を企てた嫌疑で6月16日夕、警察病院に収容された。チャラート元議員は19日に保釈後、国会前に直行しハンストを再開したが、国民の関心は急速に薄れている。これ以降は、政治に大きな影響を与えられないまま、7月31日にプラサンカラート（仏教大僧正）の呼びかけに応じて、ハンストを中止し、出家することになった。

チャラート元議員のハンストが失敗に終わった原因は、スチンダー首相への退陣要求時とは異なり、運動の矛先を向ける対象が明らかでなかった。6月2日にバンコク都民5000人余りを対象に行われた世論調査では、60.1%がハンストに反対しており、国民の関心をほとんど引きつけていない。

民主化の促進という面ではわかりやすい要求であったが、4項目提案の2番目は議院内閣制や大統領制とは矛盾する内容であった。また下院への起草委設置要求は、すでに同種の委員会が検討委として、かつて下院に設置されており、新味に欠けている。問題は検討委が検討の結果、25項目の民主化改正を提案したにもかかわらず、政治的な駆け引きで生かせなかった点にある。今回も起草委の設置が決定寸前までいきながら、翻された背景には、官僚が多数を占める上院や軍などの、既得権益を保持する力が働いたといえよう。

### 内務官僚に阻まれる地方分権化

特別委では1991年憲法の総則（第1章）、国王（第2章）を除く第3章から第11章までの188条項を検討の上、第2読会で逐条審議する憲法改正案をまとめ、9月15日プラチュアップ委員長が、マールット国会議長に提出した。国会では10月中旬から約2カ月かけて、この特別委案の逐条審議を行なっている。

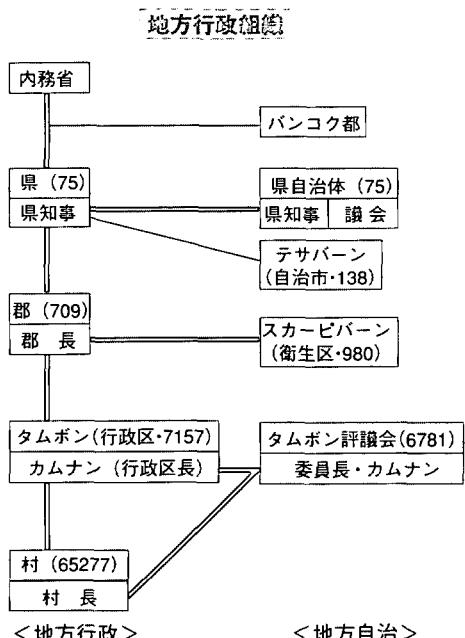


民主的な憲法改正を要求し、ハンストを続けるチャラート元議員（WWP）

第2読会の審議過程では、地方自治体の首長や委員の公選制を規定（第198条、第199条）した特別委案が最大の争点となった。地方分権に関してチュワン首相は、国会での所信表明演説（1992年10月21日）において、地方自治体役員を公選とし、開発政策などの決定について自治体の権限を拡大する方針を明らかにしている。また与党の中でパランタム党は、1994年初めに県知事の公選制実現運動を展開していた。

タイの地方制度には、内務省が中央集権的に支配する地方行政と住民への民主主義普及を目指す地方自治の二つの柱がある。しかし実際には、バンコク都とテサバーン（自治市）を除くと、地方自治の実体は乏しく、県知事や郡長に中央から派遣される内務官僚が行なう地方行政に組み込まれていた。ところが流血事件以降、民主化を推進する運動が高まり、地方分権は避けて通れない課題となる。内務省では県知事の公選に関しては、現在県知事が兼任している県自治体の長の公選化で対応し、またタムボン（行政区）評議会を法人化する計画を進めていた。

タムボン評議会とは、政府からの分配金をもとに、農村開発計画を策定し実施する準自治体である。カムナン（行政区長）が委員長となり、行政区内の村長、医師、各村1名の公選委員（任期5年）によって運営される。内務省提案のタムボン評議会およびタムボン自治体法案が、11月9日国会を通過したが、このタムボン評議会は法人化され、開発計画や予算の策定、プロジェクトの承認権限を持つことになった。さらにタムボン評議会は、歳入が一定額（年15万铢）以上に達すればタムボン自治体に昇格する。タムボン自治体は、議会と執行機関である理事会に分けられる。議会の委員は、カムナン、村長、医師、各村2名の公選委員



(注) 数字は1994年6月現在。

(出所) 橋本卓「タイの地方行政財政制度」（地方自治協会『アジア諸国地方制度』1993年所収）の図2を筆者が簡略化。

(任期5年)で構成する。また理事会は、カムナンが理事長となり、議会委員の村長から2名、公選委員から4名を選出して運営する。

タムボン評議会およびタムボン自治体法では、タムボン自治体の議会や理事会の委員に、カムナンや村長が自動的に任命されることになっていた。他方国会で逐条審議していた特別委の憲法第198条改正案は、地方自治体の首長や委員を公選とし、経過規定で4年以内に実施すると定めている。この特別委案を適用すれば、タムボン自治体におけるカムナンや村長の地位は保障されず、選挙を経る必要があった。チュワン首相および民主党は、特別委案が政府の地方分権政策に合致すると評価し、11月22日の閣議で特別委案支持を決定している。一方既得権益を脅かされたカムナンや村長は、24日多数が国会前に集まり、抗議集会を開いた。

チューウォン・チャーヤブット内務省行政局長（上院議員）は、特別委案による公選の一律実施ではレベルの異なる自治体の実情を無視することになると主張し、原則は公選として、必要な限り任命も認めた現行の第198条、第199条と同じ第1読会案への賛同を求める署名活動を展開していた。チャワリット内相をはじめとする新希望党議員も、特別委案はカムナン、村長の地位を不安定にすると反対を表明し、内務官僚と軌を一にしている。

しかし実際には特別委案通り第198条、第199条が改正されたとしても、カムナンや村長の地位が問題となるタムボン自治体の数は513にすぎない（タムボン評議会の数は全国で6781）。むしろ改正により、県知事は県自治体の長の職を、また郡長はスカーピバーン（衛生区）委員長（公選基準に達しない862カ所）の職を解かれるため、内務官僚の既得権益が失われる面の方が大きい。すなわち内務官僚は自らの既得権益を保持するために、カムナンや村長を煽動し、チャワリット内相は次回総選挙を有利に戦うために、内務官僚の味方にまわったのである。

カムナンや村長は、中央政府の政策を伝達する地方行政面と、住民の代表という地方自治面の二重の役割をこれまで担ってきた。仮に地方自治面を切り離して、カムナンや村長との関係を絶てば、混乱が起こるのは必然である。そこで、次のような、タムボン評議会およびタムボン自治体法に沿った妥協案も考えられた。村長は村民の直接選挙で選出され（1914年地方行政法）、カムナンは村長の中から住民が選んでいる（72年革命団布告第364号）ので、自治体の委員としては任命でも、自身の職が公選である点は変わらない。ただ1992年から5年任期制に変更された（14年法一部改正）ものの、在職中のカムナンや村長には60歳定年制が継続されたため、後者に関しては定年まで地位を保障し、それ以外は4年ごとに選挙

を行なう。しかし結局のところ、この妥協が得られず、内務官僚が第1読会案にこだわったのは、地方自治を進める意思がなかったためと考えられる。

野党は当初特別委案に賛成したが、地方分権をめぐる与党内の分裂が明らかになるにつれ、新希望党と連携を組むようになった。またチャワリット内相は、内務官僚の意を受けて、与党パランタム党の前閣僚派議員やスントーン上院議員（1991年クーデター時のNPKC議長）らに対し、第1読会案への支持を求めていた。

国会では12月8日、地方自治に関する条項の第2読会審議が行なわれ、第1読会案と特別委案の双方が採決にかけられた。その結果第198条についてはそれぞれの賛成票が310票と158票、第199条は319票と153票となり第1読会案が可決。野党と上院の多数が第1読会案支持に回り、官僚の権益保持の前に、地方分権化を進める試みは実現しなかった。今回はそれに加え与党の中からも新希望党が造反したため、チュワン内閣は少数与党転落の危機にさらされる。地方自治体役員の公選制は盛り込めなかったものの、第2読会で改正された憲法改正案は、1995年1月4日国会で第3読会最終表決が行なわれ、賛成591票、反対1票、棄権1票で可決された。2月10日に国王が署名し、タイで15番目の憲法として施行される。

### 目立つ経済人の政界入り

タイでは選挙のたびに政界の再編成が行なわれ、多党が乱立するため連立政権が続いている。政策の実現よりも閣僚ポスト獲得をめぐって、与党の入替えや派閥間の争いが激しい。1993年9月にチュワン首相は、5党連立の一部を組替える第二次内閣を発足させたが、与党の一角であるパランタム党の派閥対立という不安定要因を抱えていた。

パランタム党では、中間派のブンチュー党首（副首相）をはさんで、一方にチャムロン前党首に近く党創立以来のメンバーである「寺派」、他方に党勢拡大のため後からメンバーに加わった「家派」が位置する。チュワン内閣の発足にともない、パランタム党からは11名が入閣したが、その大半は「家派」の議員で占められていた。しかし「家派」主導の党運営のもとで、バンコク都1区下院補選以降、同党候補が敗れ続けている。3月のバンコク都議選でも、パランタム党は前回の49議席から23議席へ、大幅に獲得議席を減らす結果となった。

党内では「寺派」が徐々に勢いを増し、5月末に行なわれた党大会では、ウイナイ運輸相が書記長ポストを失っている。6月には、チャラート元議員のハンストを支援し、下院起草委の設置を支持する「寺派」と、与党との連携を重視する

同党閣僚との間で決定的な対立が生じた。チャムロン前党首の説得で、「寺派」議員はとりあえず予算審議に協力し、7月末に行なわれた野党提出の同党閣僚3名を含む4閣僚不信任案にも、信任票を投じている。

予算下院通過後の9月、臨時党大会が開かれ、チャムロン前党首が党首に返り咲いた。また24名の党執行委員には、女性で若手のスグラット新書記長をはじめ、「寺派」が主要ポストに就き、ラソン外相やウイナイ運輸相は選ばれていない。完全に党の主導権を取り戻した「寺派」は10月、同党閣僚11名の総入替えを決定した。これを受けてチュワン首相は、新希望党3閣僚入替えと合わせ、14閣僚を交代する内閣改造を行なっている。

第三次内閣の特徴は、パランタム党幹事長でタクシン外相とウイチット運輸相という民間の経済人を起用した点にあった。タクシン外相(45歳)は、携帯電話や衛星放送など情報通信事業を手掛けるチナワット・グループの会長である。ウイチット運輸相(49歳)は、4月まで東南アジア最大のバンコク銀行頭取であった。経済人の政界入りで、経済発展に比べ民主化の遅れている政治の世界に、事業を成し遂げた若手経済人の活力を取り入れようという、チャムロン党首の意向が働いた。

タクシン外相の起用には、当初から国会で審議中の改正憲法に照らして、閣僚の資格問題が生じる恐れがあった。すなわちタクシン外相は、チナワット・グループ傘下企業の株式を多数保有しているが、政府から事業の独占権(コンセッション)を受ける契約に関わっていない(第114条(2))という規定に抵触する可能性がある。パランタム党内で非主流派となつた、ラソン前外相を中心とする前閣僚派(「グループ23」)は、この点を問題にし、党外からの閣僚起用に反対を表明した。またパランタム党閣僚の資産公開で、タクシン外相の資産は株式を中心に約600億バーツと桁違いの額であることが明らかになっている(タクシン外相は、閣僚の資格問題で1995年2月11日付で辞任)。

地方自治体首長の公選制をめぐり12月、国会で憲法第198条、第199条の特別委案が否決され、与党合意に従わなかつた新希望党は直ちに政権を離脱し下野した。チュワン政権は少数与党転落の危機にさらされ、憲法改正案など重要法案成立後の下院解散も一時噂される。しかしサナン民主党書記長は、チャーチャーイ国家開発党党首(元首相)と会談して、国家開発党与党入りの合意を取り付け、与党は201議席と過半数の議席を回復し、第四次チュワン内閣が発足することになった。

第四次内閣では、国家開発党から14名、民主党から1名が新しく入閣し、民主党の3閣僚が横滑りした。地方分権で焦点となった内相には、サナン民主党書記

長が就任し、チャーチャーイ党首は入閣を辞退している。野党側は抜け駆けはないとの紳士協定を結び、臨時国会を開いて内閣不信任案提出を計画していた。これに対しチャーチャーイ党首は政権参加の理由として、国王の意向を受けたプレム元首相（枢密院顧問）からの働きかけを示唆している。一方パランタム党非主流派のグループ<sup>23</sup>は、国家開発党の与党入りに反対を表明しているため、発足当初から不安定要因を抱えることになった。

## 解 濟

### 基礎的条件が良好なタイ経済

1994年の経済成長率は8.5%に達し、93年の8.2%成長に引き続き高成長を持続している。タイ経済が80年代後半の二桁成長以来、再び高成長を達成している要因として、先ず先進国の景気が回復し、アメリカや日本向けの輸出が伸びている。またASEAN自由貿易地域（AFTA）では、域内製品の段階的な関税引き下げが実施され、ASEAN域内向け輸出がEU、日本を追い抜き、第2位となった。そのため輸出額は1兆1333億バーツに達し、前年より21.1%増加している。

個人消費の伸びは、都市部農村部を通して好調であった。バンコクとその周辺5県では、1日125バーツであった最低賃金が4月から132バーツへ、10月にはさらに135バーツへ引き上げられている。公務員や国営企業職員の俸給表も改訂され、年末に新しい給与が支給された。加えてタイの輸出品である農産物の国際市況が高値で推移したため、農村部の購買力が急速に高まっている。さらに民間投資は、インフラ関連の大型プロジェクトがようやく軌道にのりはじめ、地方への投資も増加傾向にあった。

他方で不安定要因として、農産物輸出の増加には、日本のコメ不作また輸出競争国である中国やインドネシアでエビ養殖に問題が発生するなど、一時の要因の占める割合が大きい。より根本的な問題では、従来のような労働集約製品の輸出は、より労賃の低い後発途上国と比べて、競争力を失いつつある。また政府予算是、年度内に81%しか消化されておらず、特に地方における公共投資関連の予算支出が、計画どおり進行していない。

消費者物価指数の上昇率は5.0%で、落ち着いていた前年の3.3%と比べてやや高い。年前半に原油価格が35%上昇して、生産コストが高まり、石油製品の価格も上がった。またコメなどの農産物輸出価格が高騰したため、連動して国内小売

価格も前年より上昇している。さらに外国為替相場はドルに対しては0.64%バーツ高になったが、円には8.12%のバーツ安となり、日本との貿易は全体の約4分の1であるものの、輸入インフレが生じた。

貿易収支の赤字は、輸出の伸びが輸入の伸びを上回ったため2405億バーツにとどまり、対GDP比は前年の7.0%から6.7%となり4年連続で低下している。タイ人の海外での支出増加でサービス収支が減少し、經常収支の赤字は2137億バーツに拡大して、対GDP比でも前年の5.6%から5.9%に増加した。他方で銀行を中心とした民間資本の流入が急速に伸びた結果、1994年末現在の外貨準備高は303億ドルに達し、これは輸入額の約7カ月分に相当する。対外債務返済比率(DSR)も、輸出が増加しているため10.9%と高くない。

1994財政年度(93年10月～94年9月)の歳入は6545億バーツで、前年度と比べて17.1%増加した。景気が良いため、特に法人所得税の伸びが29.2%と著しい。またタバコ税が税率引き上げにより26.1%増加する一方、関税率改正で輸入税は10.9%の伸びにとどまっている。歳出は借入償還を除くと5824億バーツに達し、前年度比17.6%増となった。その結果、財政収支は658億バーツ(GDPの1.8%)の黒字となり、7年連続の黒字財政を達成している。国庫現金(年度末)は、借入返済を進めているため、前年度より86億バーツ減少し2268億バーツである。

### 内容が変質した農地改革政策

零細農民に土地を配分する農地改革はチュワン政権が掲げてきた政策の柱の一つであり、農地改革が開始された1975年から92年までに配分された土地は330万エー(1エー=0.16ha)にすぎないが、政権発足後の93年度は450万エー、94年度は650万エーの配分実績を強調していた。だが11月にプーケット県で農地改革用土地権利証書(Sor Por Kor 4-01)の交付が行なわれた際に、地元の有力者10家族の手に土地が渡った事実が発覚し、富裕な階層にも土地が配分される農地改革法の抜け穴が指摘され、チュワン政権が進めてきた農地改革政策の是非が問いただされている。

1975年農地改革法(76年、89年に一部改正)に基づき当初は、政府が大土地所有者から土地を買い上げ、この土地を零細農民に貸すか、長期低利で売って分配する方法が採られた。しかし大土地所有者の協力が得られず、その後土地問題の重要性も一時薄れたため、現在までに政府が買い上げた土地は40万エーに満たない。そこで政府は77年に閣議決定で、農地改革用土地の対象を国有の保全衰退林地にまで広げ、これ以降の農地改革とはもっぱら、保全衰退林地の配分を指すことと

なった。さらに1988年には権利証書の交付を促進する措置が採られ、保全衰退林の土地を測量し、保有者が確認されれば、権利証書が交付されている。

タイはもともと人口に比べて荒蕪地が広大にあり、農民は新しい土地を開墾して占有し、長期間耕作を続ければ土地の権利が認められるという歴史があった。ところが1970年代以降、荒蕪地が減少したため、農民は高地や林地を開拓して定住し始めている。農民が開墾した土地には、国有の保全林に指定された地域も含まれていたが、政府は慣習によって土地を占有し耕作する農民の存在を認めざるを得なかった。

チュワン政権では1993年5月に、零細農民の土地問題を解決する方策として、このような保全衰退林内の土地保有者に、農地改革用土地権利証書を交付し、さらに保全林指定以前からの保有が判明した場合は、土地所有権証書の交付を閣議決定している。しかしこの方法では、土地の保有者から土地の提供を受け、それを新たに農民に分配するという農地改革本来の趣旨からはずれることになった。すなわち保全衰退林内に土地を保有しさえすれば、農民に限らず誰でも農地改革用土地権利証書の交付を受けられるのである。

農地改革は当初、零細農民や土地なし農民に対する土地の分配を目的としていたが、その後内容が変わって、保全衰退林内の土地保有者に保有の権利を認めるものとなったため、土地なし農民は依然として農地の提供が受けられないままであった。他方で1980年代後半からの経済成長により、土地の値段が高騰し、地元有力者はリゾート開発を目的として、保全衰退林内の土地を集積していたが、これらの富裕層にも土地が公的に配分される結果となっている。チュワン政権は、農地改革用土地配分者の見直しなど、政策の再検討を迫られることになった。

### 第三の直接投資の波

1993年から続く円高により、タイには第三の直接投資の波が押し寄せている。投資委員会（BOI）による94年の投資認可件数は1173件にのぼり、92年の394件を底に、93年の854件から増加傾向が維持されている。タイでは60年に投資奨励法が制定されて以来、外国企業による直接投資が行なわれてきた。先ず60年代後半から70年代前半にかけて、輸入代替型の自動車や家電企業が進出している。続いて85年末のG5合意による国際通貨調整が原因となって、80年代後半に日本の電機・電子メーカーや台湾などのNIEs企業（軽工業）が、第三国への輸出基地としてタイに工場を建設した。

今回の第三の直接投資の波の特徴として、まず以前の投資ブーム期とは異なり、1件当たりの投資規模が小さい。投資件数では増加しているものの、1994年の投資金額は2512億円にすぎず、93年の1771億円より増えたが、まだ92年の2843億円に達していない。これは既存工場の増設や拡張投資、また中小規模の投資が盛んなことを示している。業種別では、中低所得者向け住宅や農産物加工、プラスチック製品、金属・機械分野への投資が多い。

チュワン政権では地方への所得分配政策を目玉として掲げ、BOIは1993年4月に第3ゾーン（地方60県）への投資に対し、新たな税制上の優遇措置を発表していた。94年の第3ゾーンへの投資認可は760件（92年165件、93年523件）にのぼり、全体の65%に達している。投資規模は、大規模なプロジェクトと中小規模の投資に分けられる。前者は鋼板、化学製品、自動車部品、コンピューター部品などで、東部臨海工業地帯やナコンラーチャシマー県などインフラ整備地域への投資が多い。後者は全国に広がり、プラスチック製品、ゴム製品、農産物加工や繊維など労働集約分野の投資で、パンコク周辺の急激な労働コストの上昇や労働力不足にともない、工場を地方に移転する企業も含まれる。

1993年初頭からの円高を機に、BOIが最も重点的に取り組んでいる政策は、金属加工分野などのサポートインダストリーの育成である。タイでは組立工場に原材料や部品を供給する産業がまだ発達しておらず、その育成が急務の課題となっていた。他方で日本の製造企業は円高により、輸出採算が合わなくなり、さらなるアジアへの進出を迫られている。特に部品産業はバブル経済崩壊後、親企業からの受注が大幅に減り、すでにアジアで操業している組立企業からの進出要請も受けている。

タイ政府はこれらの製造企業、特に中小企業をできるだけタイに誘致して、地場企業への技術移転を通じ基盤技術の発展を目指す方針を掲げている。BOIは1993年9月に、金型、ジグ、鍛造および鋳造の4分野を投資奨励業種と定め、従来の第2、3ゾーンのみに工場立地を認可するという制限を廃止し、ゾーンとは関係なく法人税8年間免除という恩典を付与した。94年6月にはさらに10業種（工具、切削工具、研削工具、焼結製品、表面処理、熱処理、マシニングセンター、電子コネクタ、バッテリー、工学プラスチック製品）を新たに投資奨励し、法人税8年間免除など、第3ゾーンに立地するのと同様の恩典を与えている。

BOIが新たに投資奨励に指定した14業種は、組立産業に部品を供給する際に欠かせない素形材産業やその関連産業である。またサポートインダストリー

の育成と軌を一にして4月には、タイを完成車輸出の生産基地にすることを目指して、地方に立地する自動車組立工場に税制面での恩典付与を決定した。1994年の外国資本の投資認可では、日本の投資が190件と第1位で、これらの政策の効果が現われてきている。

### 加速する自由化・規制緩和

タイ経済は、これまでの労働集約産業の製品輸出から、より高度な技術を使った付加価値の高い製品の輸出へ構造を変化させている。またGATTのウルグアイ・ラウンドが合意に達して、世界貿易機関（WTO）の設立が決定し、国際的にも自由化の流れが進みつつあった。この構造変化に対応して、タイ政府は従来の産業保護育成政策を転換し、主要産業の規制緩和や輸入関税の引き下げなど自由化政策を進めている。

熱間圧延・冷間圧延鋼板業では、これまでサハウイリヤー・スチールインダストリー1社のみに、独占的な事業運営権を与えていたが、11月に熱延に関しては即刻、冷延については1998年からの新規参入を承認している。サハウイリヤー・グループは89年に、政府の鋼板業育成政策に基づき、年産で熱延鋼板180万トン（のち240万トンに拡張）、冷延鋼板67万トン、亜鉛めっき鋼板13.5万トンの操業許可を受け、99年までの10年間事業の独占を保障されていた。しかしタイ経済が急速に成長して、基幹産業である鋼板の需要は当初予想を大幅に上回っている。またナコンタイストリップミル社の圧延鋼板90万トン、サイアムセメント・グループ（新日鐵・浦項製鉄と合弁）の冷延鋼板100万トンなど鋼板事業への投資申請が相次いだため、政府は自由化政策への転換を迫られていた。

石油化学産業でも同様に11月、中・下流段階に関しては1997年から、上流段階については99年から（アロマティックプラントは2003年まで保護）投資奨励の再開を決定している。タイの石油化学プロジェクトは、84年設立の石油化学公社によるオレフィンプラントの建設から開始された。このプラントより供給されるエチレン、プロピレンを利用して、TPIグループ、バンコク銀行グループ、サイアムセメント・グループ、CPグループなどが中・下流段階のプラントを建設している。政府はこれらプラントを保護育成するため、事業者を制限して保護関税を高く設定し、92年以降は新規参入を認めてこなかった。

石油化学産業は、プラスチックや合成繊維などの川上部門にあたり、また中・下流段階のプラントが操業を開始し、経済成長にともない原料需要が急速に高

まっている。他方AFTAで石油化学製品の関税が段階的に引き下げられるため、政府は競争を促す自由化政策への転換を決定した。上游段階は、これまで政府系公社が独占してきたが、石油化学公社の他に、TPIグループとサイアムセメント・グループがオレフィンプラント建設の投資申請を行なっている。両者はすでに中・下流段階のプラントを所有しており、原料を他に依存せず、生産コストの低減を目指した一貫工程を計画している。

電力事業は、これまで国営の発電公団が事業運営を独占してきたが、12月に民間の参入を認める規制緩和政策が発表された。タイ国内の電力使用量は1106.4万kWに達する一方、既存の施設では1300万kWしか生産できない。このままの経済成長が続くと、早晚限界につきあたり発電所の建設が必要となるが、発電公団の対外借入はすでに巨額にのぼっていた。そこで民間の発電所建設を、税制上の恩典を与えて奨励し、この民間（IPP）から電力を購入して、電力事業に競争を導入して効率を高める。計画では1996年から2000年までに100万kW、2001、2002年に140万kWずつの計380万kWを、民間から購入する予定で、内外の多数の企業が関心を示している。

タイ経済の構造変化に伴い関税面についても、政府は従来の保護関税の設定による産業育成政策を転換し、1990年から輸入関税の段階的な引き下げを進めてきた。すでに主要産業では、91年に乗用車・商用車、94年3月に電機・電子部品など9分野2990品目（93年輸入額の57%に相当）の関税が引き下げられている。さらに94年末、非農業分野で未実施であった11分野3908品目（同40%）の輸入税率引き下げが発表され、95年1月から実施された。同時に関税分類も39段階から6段階（0%：医療用機器、1%：原材料、5%：資本財、10%：中間財、20%：完成品、30%：保護が必要な製品）へ簡素化している。

今回の関税引き下げ措置により、先ず国内の消費者は製品をより安く購入できるようになった。また原材料や資本財の輸入価格が下がり、コストが低減するため、タイの輸出品の他国製品に対する競争力が増すことになる。他方で石油化学産業など、まだ保護が必要な製品に関しては1997年実施とし、今回は引き下げ幅を半分にとどめる過渡的な措置をとった。しかしサポートインダストリーはこの中に含まれず、国内部品産業は早急に競争力をつける必要に迫られている。

大蔵省が、多額の税収減が予想されるにもかかわらず、輸入税率引き下げを進めている背景には、タイ経済の成長が著しい点にあり、経済構造の変化に対応した税体系を整備している。20年以上前のタイは農業国であり、間接税とりわけ關

税収入が、歳入の大きな割合を占めていた。ところが1994年には、1人当たりGDPが2424ドルで、工業製品の輸出が81%に達しており、従来の政策は適合しなくなっている。90年代に入ってから法人所得税収入が急速に伸び、また92年からは付加価値税が導入されており、輸入税が減収になったとしても、輸入税引き下げに伴う経済活性化によって、前二者の增收で充分相殺されることになる。

### 金融自由化の進展と激しい資本移動

タイでは1990年にIMF 8条項に移行して、金融の自由化が開始され、預金・貸出金利の上限規制撤廃、オフショア取引業務の承認、外国為替管理規制の緩和などの措置が進められてきた。94年1月には、金融・証券業務の分離、オフショア取引銀行の地方支店開設許可、海外投資を目的とする外貨送金規制の緩和（第三次の外国為替規制緩和）などが決定されている。

大手商業銀行の金利の上げ下げは、これまでほぼ足並みをそろえて実施されてきたが、金融自由化の進展により、1994年に入ってプライムレートの引き上げ期日などにずれが見られるようになってきた。これはタイの金融市場が、海外の金融市場とつながり、資金の流動性は各銀行の技術に依存する割合が高まっているためである。しかし最終的には、各銀行の資金コスト状況や金融市場動向を反映して、同水準の金利に落ち着いている。また大手商銀では積極的に経営効率の向上を目指し、事業過程の変革（リエンジニアリング）に取り組んでいる。

オフショア取引業務は、1993年にバンコク国際金融ファシリティ（BIBF）が開設され、内外の42銀行によってオフショア資金が貸し付けられている。ところがその96%は、外国から外貨預金を借り入れて、タイ国内で外貨で貸し付ける外・内取引であった。創設の目標は、タイを国際金融センターとして発展させることであったが、外・外取引は貸付の4%にすぎない。この原因はタイの商銀が、まだ障害の多いインドシナ向け貸付を本格化させておらず、また商銀の優良顧客が、貸付金利の低い外・内取引を利用しているためである。さらにタイでは利益の海外送金に10%課税され、非課税の周辺諸国のオフショア市場と比べて不利なため、課税の撤廃を検討している。

外国為替規制が段階的に緩和され、国際的な資本の移動が自由になったため、短期の民間資本の流入が急増している。タイへの外国民間資本の流入は、以前は借入が大半であったが、1980年代後半より円高の影響で、直接投資の比重が高まった。90年に入りインフラのボトルネックで経済が下降した時期には、直接投資が

減少し、借入が再び増加している。しかし93年からは金融の自由化が進んだ結果、証券投資や非居住者バーツ建て預金などの短期資本の流入が、大きな割合を占めることになった。これらの資本は、国内外の金利差に着目して投機的な利益を追求するため、絶えず出入りを繰り返している。

タイの貯蓄はGDPの約35%に達しているが、約40%相当の投資の伸びには追いついていない。この補填は、オフショア市場資金や短期の民間資本の流入などに依存することになる。しかしアメリカのFFレート（短期金利）引き上げや為替相場切り下げの噂によって、これらの資金には流出する危惧がつきまとう。そこで中央銀行では貯蓄奨励措置として、債券市場の開発、退職金や生命保険などの基金創設を計画している。他方で中央銀行は、大量の資本流入に伴うインフレを監視するため、国営企業の債券売買を通して、公開市場操作を実施している。

### 1995年の展望

軍関係や内務官僚など既得権益を保持する勢力の抵抗に直面したが、曲がりなりにも15番目のタイ国憲法が制定され、民主化をめぐる動きは一段落するであろう。1994年は経済成長率が8%台を維持し、農産物価格も高値で推移して、憲法改正問題以外に、政権を揺るがすような問題は発生しなかった。しかし成長は一時的な要因の寄与もあり、95年もこのまま続くとは限らない。特に農地改革の普及と所得格差の是正に関しては、チュワン首相が実績を強調しているが、過去2年間で目に見える成果はあげておらず、問題が生じる可能性がある。連立与党内の各党には、与党合意に歩調を合わせないグループが存在しており、これらのグループが野党と手を組み、政治的な駆け引きに出ることも予想され、チュワン内閣の政権基盤は必ずしも安定していない。

経済は高度成長を続けて1人当たりGDPは2424ドルに達し、また輸出品も以前の農産物や労働集約製品から、より高度な付加価値の高い製品へと、経済構造が変化しつつある。またGATTのウルグアイ・ラウンドが合意に達し、世界的にも自由化の流れが進んだため、政府は従来の保護育成政策を大きく転換し、自由化政策を進めることになった。この流れは1995年も引き続き、より加速するものと思われる。しかし他方で、サポートインダストリーを育成して、早急に基盤技術を整備する必要に迫られている。またある程度高度化を達成した産業に関しても、他のASEAN諸国に対して比較優位を持たねばならず、どのように構造調整を進めるかが課題となろう。

（動向分析部）

1月4日 ↪新希望党、パイトゥーン副労働・社会福祉大臣の大臣への昇格を決定。

10日 ↪経済閣僚会議、金融・証券業務分離など4項目の金融自由化措置を承認。

12日 ↪チュワン首相、カンボジアを公式訪問(～14日)。

2月2日 ↪警察公務員委員会、プラティン警察局長官代行の長官昇進を承認。

7日 ↪建設企業チョー・カーンチャン社他が、熊谷組のバンコク高速道路社(BECL)持株分(65%)買収で合意(調印は3月14日)。

14日 ↪東北タイ小農会議とニポン農相、ダム建設に伴う補償問題など9項目に合意。

♪台湾の李登輝総統、タイを非公式に訪問(～16日)。

15日 ↪与野党代表、臨時国会を召集し、8項目の憲法改正案を審議することで合意。

♪パランタム党、内務省の県行政機構法草案に反対を表明。

3月1日 ↪閣議、軽トラック改造車扱いだったオフ・ロード車の物品税を、27%に決定。

6日 ↪バンコク都議会・区議会議員選挙。パランタム党、前回より大幅に議席を減らす。

9日 ↪エネルギー政策委員会、石油精製事業の自由化を決定。

14日 ↪賃金委員会、バンコク周辺の最低賃金を、4月1日から132バーツに引き上げ決定。

16日 ↪チュワン首相、ベトナムを公式訪問(～19日)。

29日 ↪経済閣僚会議、電気・電子製品、機械など417品目の輸入関税引き下げを決定。

30日 ↪野党、1978年憲法を土台にした独自の憲法改正案を、急遽国会に提出。

31日 ↪臨時国会が開かれ、野党提出の憲法改正案が第1読会を通過。憲法改正特別委員会を設置し、45人を任命。

4月1日 ↪与党提出の憲法改正第1法案(上院議員定数削減案)が、棄権多数で否決。

8日 ↪メコン川に架るタイ=ラオス友好橋の開通式が行なわれる。

♪プミポン国王、ラオス公式訪問(～9日)。

18日 ↪投資委員会(BOI)、自動車組立事業に優遇策決定。

21日 ↪チュワン首相、マレーシアを訪問し、合同で石油開発を行なう協定に調印。

25日 ↪チュワン首相が、無条件の入閣を要請したため、チャムロン前党首は入閣せず。

29日 ↪与党提出の憲法改正残りの7法案、野党および上院の棄権多数ですべて否決。

5月3日 ↪米国麻薬取締局がタイ政府に、麻薬取引関与の疑いでタノン議員(タイ国民党)の資産凍結を要請していたことが表面化。

7日 ↪タイ国民党、バンハーン書記長を新党首に、サノ副党首を新書記長に選出。

17日 ↪閣議、陸上交通整備委員会が提案した高速鉄道の都心部における地下鉄化を承認。

21日 ↪タノン議員、離党し議員辞職。

25日 ↪チャラート元議員、真に民主的な憲法改正を要求して、ハンストを開始。

6月1日 ↪投資委員会(BOI)サポートイングインダストリー10業種に投資奨励措置を決定。

2日 ↪チャラート元議員を支持する友人グループが、下院に憲法起草委員会の設置を求めて、タイ政治改革機構を結成。

9日 ↪マールット国会議長、事態收拾のため、職権で民主主義発展委員会を設立。

16日 ↪チャラート元議員、警察病院に収容。

19日 ↪チャラート氏、保釈後ハンスト再開。

23日 ↪チュワン首相、韓国を公式訪問。

28日 ↪閣議、先に決定した高速鉄道の都心部における地下鉄化を撤回。

30日 ↪ワッタナー・タイ国民党副党首、麻

薬取引関与の疑いで、米国大使館から入国ビザ発給拒否の事実が表面化。

**[7月] 8日** ▶アムヌアイ副首相、副首相および新希望党副党首を辞任。

9日 ▶下院、95年度予算案の第1読会通過。

22日 ▶バンコクで、第27回ASEAN定例外相会議を開催(～23日)。

25日 ▶初のASEAN地域フォーラム開催。

26日 ▶ASEAN拡大外相会議開催(～27日)。

27日 ▶下院で、野党提出のブンチュー副首相他3閣僚の不信任案を審議(～28日)。

29日 ▶下院、4閣僚不信任案いずれも否決。

31日 ▶チャラート元議員、ハンストを中止。

**[8月] 7日** ▶下院ナコンパノム県補欠選挙で、新希望党のプラソン候補が、野党候補を破る。

16日 ▶閣議、ポット・ブンヤチダー警察局副長官の長官昇進(10月から)を承認。

▶閣議、公務員の退職金基金創設を承認。

30日 ▶閣議、公務員給与の引き上げを承認。

▶閣議、BBCスキームに基づき、ASEAN諸国からの自動車部品輸入関税の半減を承認。

**[9月] 2日** ▶軍の定例人事異動発表。

▶チュワン首相、日本を公式訪問(～7日)。

7日 ▶中央銀行、公定歩合9.5%に引き上げ。

11日 ▶ナムタイイ党、アムヌアイ党首、カセーモソーン書記長他党執行委員を選出。

16日 ▶下院、95年度予算案第2・3読会通過。

17日 ▶パランタム党、チャムロン前党首が党首に返り咲き、スマラット新書記長を選出。

23日 ▶チェンマイで、第26回ASEAN経済閣僚会議を開催(～24日)。

26日 ▶賃金委員会、バンコク周辺の最低賃金を、10月1日から135バーツに引き上げ決定。

**[10月] 6日** ▶チュワン首相、ワシントンでクリントン米大統領と会談。

7日 ▶上院、著作権法改正案を可決。

8日 ▶チナワット・グループの通信衛星タ

イコムⅡ、打ち上げ成功。

▶パランタム党、タクシン外相、ウィチット運輸相の起用と同党閣僚の入替えを決定。

**17日** ▶メーソット=ミヤワディー(ミャンマー)間のムーイ川に架る友好橋建設に調印。

26日 ▶チュワン首相、内閣改造で14閣僚を交代。チャムロン党首、副首相として入閣。

31日 ▶チュワン首相、マック米太平洋軍司令官に、海上(タイ湾)補給基地設置要請拒否。

**[11月] 9日** ▶内務省提案のタムボン評議会およびタムボン自治体法案、国会通過。

11日 ▶BOI、熱延・冷延鋼板業への新規参入を承認し、石油化学産業の奨励再開を決定。

14日 ▶チュワン首相、インドネシアで開かれるAPEC非公式首脳会議に参加(～15日)。

17日 ▶米通商代表部、知的所有権保護に関する、タイを優先監視国(PWL)から除外。

19日 ▶プーケット県衰退林内の農地改革権利証交付で、富裕な人にも土地が配分される。

24日 ▶地方自治体首長公選制(憲法198、199条)反対のカムナン・村長が国会前で集会。

25日 ▶下院、世界貿易機関設立を批准。

29日 ▶野党、農地改革証書交付不正疑惑で、ニポン農相、ステープ副農相不信任案を提出。

**[12月] 6日** ▶ステープ副農相、農地改革証書交付問題の責任をとり辞任。

8日 ▶国会、憲法198、199条の改正案を審議。委員会案を否決し、原文のまま修正せず。

11日 ▶チュワン首相、新希望党の閣僚更迭。

12日 ▶チャーチャーイ国家開発党党首、サナン民主党書記長と会談後、与党入りを表明。

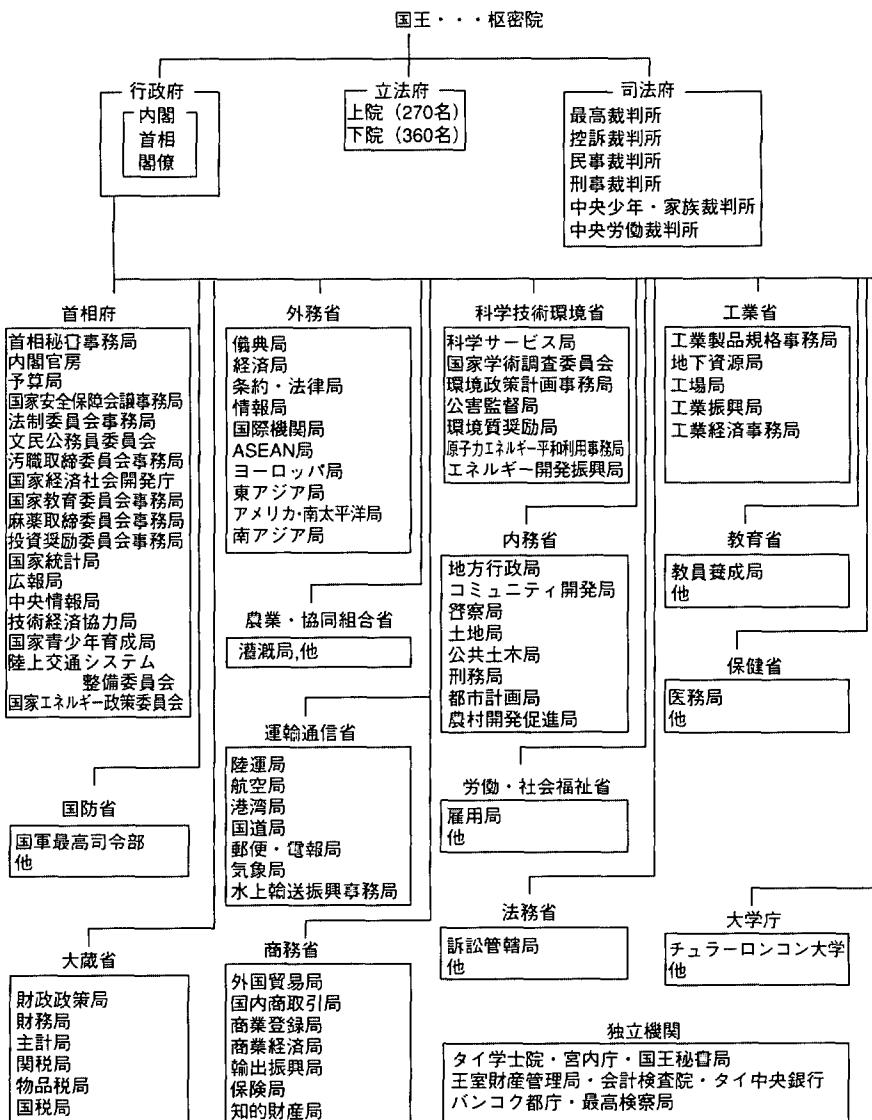
13日 ▶ニポン農相、辞任。

15日 ▶電力公団、民間電力の購入計画公表。

17日 ▶チュワン首相、国家開発党を加えた改造内閣の人事を発表。サナン新内相が就任。

27日 ▶閣議、大蔵省提案の11分野3908品目の輸入関税引き下げを承認(95年1月実施)。

## ① 国家機構図 (1994年12月末現在)



## ② 閣僚名簿

第4次チュワン内閣（1994年12月17日）

首相	Chuan Leekpai(民)
副首相	Banyat Bantadtan(民)
	Maj-Gen Chamlong Srimuang* (パラ)
	Gen Arthit Kamlang-ek** (開)
	Supachai Panitchpakdi(民)
首相府相	Therdpong Chaiyanand(民)
	Savit Bhothiwihok(民)
	Korn Dabarangsi** (開)
	Panja Kesornthong** (開)
	Pimpa Chanprasong* (パラ)
国防相	Gen Vijit Sukmark(-)
副国防相	Roj Wipattiphumiprathet* (パラ)
大蔵相	Tarrin Nimmanahaeminda (民粹)
副大蔵相	Amnuay Patise** (民)
	Chavarat Charnveerakul** (開粹)
外務相	Thaksin Shinawatra* (パラ)
副外務相	Surin Pitsuwan(民)
農業・協同組合相	Prachuab Chaiyasarn** (開)
副	Jurin Laksanavisit** (民)
	Prapass Limpabhandu** (開)
	Samut Mongkolkitti* (パラ)
運輸通信相	Vichit Suraphongchat* (パラ)
副	Sudarat Keyuraphan* (パラ)
	Pinit Charusombat(セ)
	Anek Tabsuwan(民)
	Dej Bunlong** (開)
商務相	Uthai Pimchaichon(連)
副商務相	Chaiyot Sasomsab(連)
	Korbsak Sabhavasu** (開)
内務相	Sanan Kajornprasart** (民)

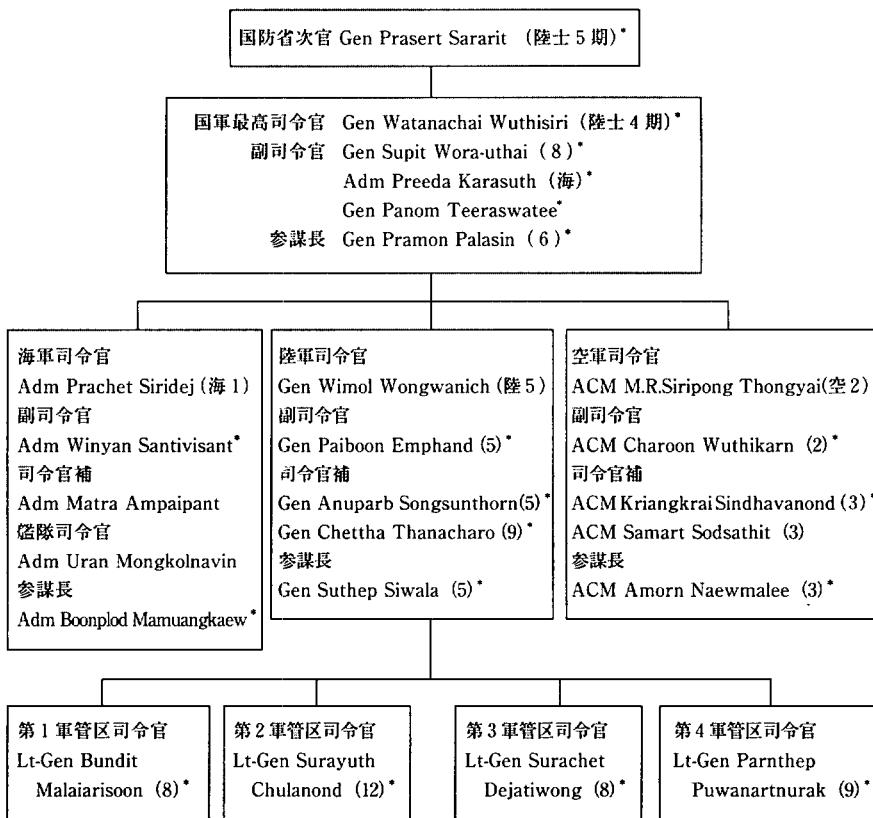
副内務相	Suthas Ngernmuen(民)
	Pairote Lohsunthorn** (開)
	Udorn Tantisunthorn* (パラ)
労働・社会福祉相	Sompeng Amornvivat** (開)
副	Yuth Angkinand** (開)
法務相	Sawai Pattano(民)
科学技術環境相	Suwat Liptapallop** (開)
副	Preecha Musikul(民)
教育相	Samphan Thongsamak(民)
副教育相	Pramote Sukhum(民)
	Kamchai Ruangkanchanaset** (開)
	Sarit Santimethanidol* (パラ)
保健相	Arthit Urairot(セ)
副保健相	Tuenchai Nu-uppala(民)
	Thinnawat Maruekhapithak* (パラ)
工業相	Trairong Suwankhiri** (民)
副工業相	Pornthep Tejapaibul(民)
	Prathuang Kamprakorb** (開)
大学府長官	Krasae Chanawong* (パラ)
	(注) (1) 無印は、留任の閣僚。*印は、 第3次内閣(1994年10月26日)の新任閣 僚で、今回は留任。**印は、今回新 任あるいは横滑りの閣僚。
	(2) 第3次内閣の新任閣僚で、今回の改 造前に更迭された閣僚は、Sukhavich Rangsitphol前副首相(希粹), Chatchai la-sakul前副商務相(希), Wan Moham mad Noor Matha前副内相(希)の3名。
	(3) 今回の改造では、副商務相ポストが 一つ減り、首相府相ポストが一つ増え た。
	(4) かっこ内は、政治家の所属政党。民 =民主党、開=国家開発党、希=新希

望党, パ=パランタム党, 連=連帯党,  
セ=セリータム党, 桦=非議員で,  
政党の要請により民間から入閣した閣  
僚。

(5) Thaksin Shinawatra外相は、憲法改  
正に伴う閣僚の資格問題で1995年2月  
11日に辞任。後任の外相には、Krasae

Chanawong大学府長官が横滑り、また大  
学府長官には、Thawil Praison前下院副  
議長(パランタム党)が2月17日に就任。  
Pramote Sukhum副教育相は、ヤントラ  
僧疑惑未解決の責任をとり2月15日に辞  
任。後任の副教育相には、Charoen  
Kanthawong(民主党)が2月24日に就任。

### ③ 軍の主要組織図 (1994年10月1日付)



(注) \*印は、今回異動のあったポスト。

## 主要統計

タ イ 1994年

## 1 基礎統計

	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
人口(100万人、年末)	54.96	55.89	56.30	56.96	57.79	58.34	59.10*
労働力人口(同上)	29.37	30.41	31.18	31.79	32.42	32.90	33.45*
消費者物価上昇率(%)	3.8	5.4	6.0	5.7	4.1	3.3	5.0
失業率(%)	4.3	3.6	3.9	3.1	3.0	2.6	2.6*
為替レート(対米ドル)	25.294	25.702	25.585	25.517	25.400	25.319	25.150

(注) \*暫定値。

(出所) Bank of Thailand, Key Economic Indicators, 1995年2月号。

## 2 支出別国民総生産(名目)

(単位:100万バーツ)

	1988	1989	1990	1991	1992	1993*
民間消費支出	885,008	1,030,563	1,223,922	1,383,669	1,540,283	1,714,681
政府消費支出	156,710	176,798	206,841	233,322	282,739	325,525
総固定資本形成	478,534	642,876	881,764	1,042,655	1,112,699	1,261,648
在庫増減	29,820	8,299	18,150	20,699	10,024	3,357
消費・総資本形成の支出	1,550,072	1,858,536	2,330,677	2,680,342	2,945,745	3,305,211
財・サービス輸出	514,922	648,490	745,286	885,795	1,028,391	1,169,839
国内総生産・輸入の支出	2,064,994	2,507,026	3,075,963	3,566,137	3,974,136	4,475,050
財・サービス輸入	536,596	696,101	909,582	1,065,634	1,148,018	1,299,101
国内総生産支出	1,528,398	1,810,925	2,166,381	2,500,503	2,826,118	3,175,949
国内総生産(GDP)	1,559,804	1,856,992	2,191,094	2,519,618	2,833,277	3,161,374
海外純要素所得	-24,770	-27,133	-27,313	-37,100	-51,229	-58,685
国民総生産(GNP)	1,535,034	1,829,859	2,163,781	2,482,518	2,782,048	3,102,689

(注) \*暫定値。

(出所) NESDB, National Income of Thailand, 1993年版。

## 3 産業別国内総生産(1988年価格)

(単位:100万バーツ)

	1988	1989	1990	1991	1992	1993*
農・畜産・漁・林業	252,346	276,569	266,227	281,928	293,792	288,761
うち農作物	157,783	175,031	163,189	170,094	180,299	174,817
鉱業	26,559	28,227	31,051	36,085	37,931	40,589
製造業	403,034	467,632	542,669	608,778	677,366	755,489
建設業	74,449	95,554	116,606	132,494	139,270	150,735
電力・水道	35,298	42,259	46,867	51,791	57,084	62,973
運輸・通信	116,611	128,754	146,753	157,429	172,484	187,240
卸・小売業	266,257	296,919	341,137	364,097	375,531	403,953
銀行・保険・不動産	66,220	80,426	108,111	113,843	148,916	182,449
住宅所有	55,416	58,213	60,756	63,181	65,180	67,660
行政・国防	56,488	57,277	61,366	65,256	66,943	69,688
サービス	207,086	218,122	231,839	242,700	250,842	262,761
国内総生産(GDP)	1,559,804	1,749,952	1,953,382	2,117,582	2,285,339	2,472,298
GDP成長率(%)	13.3	12.2	11.6	8.4	7.9	8.2

(注) \*暫定値。

(出所) 表2と同じ。

## 4 国・地域別貿易

(単位: 100万バーツ)

	本 A ア E ド イ イ A シ マ 中 台 韓 香 イ 合	1992		1993		1994*	
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
日	144,393	302,373	159,479	353,509	194,084	413,309	
N A F T A	198,991	132,882	217,582	148,384	255,754	173,619	
アメリカ	185,008	121,218	202,227	136,051	238,705	161,928	
E U	161,350	149,008	155,978	172,316	169,084	185,740	
ドイツ	36,254	54,959	37,457	62,846	39,936	79,998	
イギリス	29,757	23,984	30,083	26,825	33,764	28,937	
A S E A N	104,826	131,984	145,209	137,246	200,283	177,648	
シンガポール	71,686	75,430	112,844	75,201	154,820	86,457	
マレーシア	21,374	40,534	21,322	42,384	27,621	66,356	
中國	9,800	30,979	13,637	27,610	23,368	34,897	
台湾	15,704	57,076	18,692	59,127	24,640	69,391	
韓国	13,543	45,353	11,684	49,315	14,364	49,742	
香港	38,272	12,516	49,583	13,577	59,900	17,356	
インドシナ諸国	8,738	9,025	15,740	10,112	26,149	9,829	
合 計	824,643	1,033,244	935,862	1,166,595	1,133,289	1,367,274	

(注) \*暫定値。

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*, 1995年2月号。

## 5 國際收支

(単位: 100万バーツ)

	1989	1990	1991	1992	1993	1994*
経常収支	-64,956.3	-186,184.5	-193,264.6	-161,277.5	-178,436.4	-213,720.0
貿易収支	-140,176.0	-255,136.3	-247,263.4	-205,381.0	-221,661.0	-240,501.0
輸出	509,924.9	583,206.3	720,544.6	815,201.8	921,433.0	1,102,500.0
輸入	-650,100.9	-838,342.6	-967,808.0	-1,020,582.8	-1,143,001.0	-1,343,001.0
サービス収支	85,835.7	80,055.8	67,917.7	57,522.5	56,204.3	31,544.0
輸送	12,191.1	16,546.8	11,725.2	12,874.0	19,699.0	22,744.0
旅行	77,182.2	74,037.6	73,898.4	61,569.8	52,294.0	32,106.0
その他サービス	-3,537.6	-10,528.6	-17,705.9	-16,921.3	-15,788.7	-23,306.0
所得収支	-16,937.9	-16,527.6	-21,543.3	-29,713.0	-31,609.7	-31,164.0
雇用者報酬	24,239.8	24,906.8	26,017.7	28,620.0	30,995.0	13,131.0
投資収支	-41,177.7	-41,434.4	-47,561.0	-58,333.0	-62,604.7	-64,295.0
経常移転収支	6,321.9	5,423.6	7,624.4	16,294.0	18,630.0	26,401.0
資本収支	144,510.5	247,753.3	288,160.3	251,574.0	284,606.0	361,799.0
直接投資	45,869.2	61,624.4	47,110.0	50,053.0	37,871.0	853.0
証券投資	38,288.9	-847.9	824.6	23,455.0	138,151.0	62,223.0
株式	36,658.0	11,507.0	928.0	11,512.0	67,850.0	-14,000.0
債券	1,630.9	-12,354.9	-103.4	11,943.0	70,302.0	76,223.0
その他投資	60,352.4	186,976.8	240,225.7	178,066.0	108,584.0	298,723.0
誤差脱漏	22,721.1	35,662.7	10,880.3	-13,183.4	-7,378.6	-43,251.0
外貨準備増減	-102,281.3	-97,231.5	-105,776.0	-77,113.1	-98,791.0	-104,828.0

(注) \*暫定値。

(出所) 表4と同じ。